

Sustainable Forest Management- Requirements

持続可能な森林管理- 要求事項

PEFC Council

ICC Building
Route de Pré-Bois
1215 Geneva 15
Switzerland

t +41 22 799 45 40
f +41 22 799 45
e info@pefc.org
www.pefc.org

著作権のお知らせ

© PEFC Council 2024

本規格は、PEFC 評議会によって著作権が保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって入手可能です。

著作権の対象となる本文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的でこれを変更または訂正、再生、複製することは禁止されています。

本文書の唯一の正式文書は英語です。本文書の翻訳文は PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体（NGB）による提供が可能です。不明な点は、英語版によって決定されます。

文書名： 持続可能な森林管理 — 要求事項

文書記号： PEFC ST 1003:2024

承認： PEFC 総会 日付： 2024-11-13

発行日： 2024-11-13

発効日： 2024-11-13

目次

1.	適用範囲	8
2.	引用規格	8
3.	用語と定義	9
4.	PEFC承認規格を適用する各国の規格および組織に関わる文脈	14
5.	リーダーシップ	15
6.	計画	15
7.	支援	18
8.	施業	19
9	パフォーマンス評価	24
10.	改善	26
付属書1：森林プランテーションの場合の要求事項に関する解釈の指針		27
付属書2：森林外樹木（TOF）の要求事項に関する解釈の指針		29
参考文献		34

はじめに

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes) は、森林認証と林産品のラベル制度を通じて持続可能な森林管理の促進を図る世界的組織であり、PEFC の主張および/またはラベルは、製造に使用された原材料の由来が持続可能に森林及び管理された森林外樹木 (TOF) および管理材であることを確証する。

PEFC 評議会は、PEFC 評議会の要求事項に適合する各国や地域の森林認証制度の承認を行う。これらの認証制度は定期的な評価を受ける。

本文書は、広範囲にわたるステークホルダーによる関与の下に、PEFC GD 1003:2009 に概説されている PEFC の技術的な開発手順に従った、開かれた、透明な、公開協議およびコンセンサスをベースとする過程を通じて策定されたものである。

この文書は、PEFC の持続可能な森林管理の要求事項 (PEFC ST 1003:2018) の 2018 年版を取り消し、それに代わるものである。本文書は PEFC ST 1003:2024 の完全な改訂版ではないが、欧州森林破壊減少規則 (EUDR) との整合性を図るための多くの修正が含まれている。したがって、本文書の適用により PEFC 認証森林から出荷される PEFC 認証原材料を EUDR に適合させることが可能となる。

序論

PEFC (PEFC:The Endorsement of Forest Certification) 森林認証プログラム

PEFCは、地域や国単位の森林認証制度をグローバルに主導する連合体である。我々は、独立した非営利の国際非政府組織として、独立した第三者認証を通じた持続可能な森林管理の普及に貢献する。

PEFCは、全森林サプライチェーンを通して、森林における責任ある実践を促進し、木材および非木質林産品が最高度の環境的、社会的、倫理的規格の尊重により生産されていることを確約する。森林をベースとする取り組みは、持続可能な世界の実現により多くの成果を提供する。

我々の任務の中核は、森林認証である。PEFCは、約3億ヘクタール¹の認証森林を有する世界最大の森林認証制度である。また、PEFCは小規模林家ための選択を提供する認証制度でもある。PEFCは、小規模な家族経営の森林所有者によって政府間プロセス（欧州森林保護閣僚会議、モントリオール・プロセス、ATO/ITTOプロセス）を基盤に設立された。小規模林家に森林認証取得の道を開くことは、常に我々の任務の中心にあった。比較的小規模な土地所有者は、認証における課題を抱えており、我々の認証制度はそうした課題を克服するための解決策を提供する。

森林認証がローカルなものでなければならないことは、PEFCの基本的な信条であり、PEFCは責任ある林業を進めるために国単位の組織との協働を選択する。統合組織として、PEFCはマルチステークホルダー参加によるプロセスを通じて、地域の優先事項や状況に相応しく設立された地域または国単位の森林認証制度を承認する。

地域や国の認証制度は特定地域で設立されたとは言え、それらは国際的に認められなければならない。国際要求事項との整合性を確実にするために、すべての地域または国の森林認証制度は、承認を受ける前に厳格な第三者によるPEFC独自の持続可能性基準に照らした評価を受けなければならない。

PEFC 持続可能性基準 (PEFC Sustainability Benchmarks) – グローバル規格の制定

国際規格とガイド文書の策定は、PEFCの任務の中核である。我々はこれらをPEFC持続可能性基準と呼ぶ。これらの規格は、認証の提供から、規格の要求事項との適合性評価、各国の認証制度の承認に至るPEFCのその他の活動のほとんどすべての基盤を形成している。

各々の規格は、詳細かつ厳格な制定プロセスを経ており、5年ごとにレビューされ、必要な場合は改正される。規格の制定、改正にあたって、ステークホルダーの参加が呼びかけられていることを確認する。これは、多様なステークホルダーによる代表が存在し、一つの利害による支配がなく、そのプロセスがコンセンサスによるオープンかつ透明であることを意味する。

PEFCは、関心を有するすべての者が参画し、常に最新情報に通じていることを確実にするための広範で多様な機会と経路を提供する。これらは下記を含む。

- 規格制定のプロセスの作業グループへの参加。作業グループは、その参加者が改正の中核部分に対する責任を負い、該当プロセスにおけるもっとも有力な機関となる。
- 専門家フォーラムは、オープンかつ透明であり、作業グループに情報を提供する。
- 最新情報の提供。PEFCのウェブサイト、ニュースレターやソーシャルメディアなど定期的な更新情報の配信により全員への情報提供を行う。
- ステークホルダー会議や対話は、さらなるプロセスへの参画の機会を提供する。
- 照会用草案は、60日間のグローバルな公開協議に付す。

¹ 2024年6月現在

会員制の組織として、すべてのテクニカル文書は PEFC 理事会、および総会における会員の承認が求められる。これらの二者は、どちらも作業グループが提出する最終草案を修正する能力を有さず、これを全体的に承認するか、拒否するかのものである。承認を受けた PEFC 規格は、PEFC のウェブサイトにて策定過程に関わる包括的な情報を提供する規格策定報告とともに公開される。

地域および国の森林認証制度－規格のローカルな状況への適応

グローバル規格のローカル規格への適応は、地域および国の森林認証制度を通じて達成される。これらの森林認証制度は、森林認証を地域、国および準国のレベルで実行するための規則、手順、および管理基準を概説する。これらは、持続可能な森林管理、グループ認証、規格制定、その他多数の要求事項など一連の地域、国、および準国の規格やガイド文書を擁する。

地域および国の認証制度を通じて、PEFC は各国の持続可能な森林管理の要求事項が特有の森林生態系、法律および行政的な枠組み、社会文化的な背景、およびその他の関連要素に見合うことを確実にできる。

このことは、該当のプロセスにおいてすべてのステークホルダーが代表され、それぞれの国の文脈における持続可能な森林管理の趣旨やそれが如何にその地域において最適に実行されるかの決定に参加することを意味する。PEFC の持続可能基準では捉えられていないが、地域、国または準国のレベルの森林管理に関連性がある事柄は、当然これらの規格に組み込まれる。これは森林管理者自身が、自ら策定に参画した規格に適合する森林管理を実行する力を与えるものであり、PEFC の成功のカギである。

国際レベルにおける規格制定のプロセスと同様に、地域、国または準国の規格は理想的には国連のアジェンダ 21 が定める均衡のとれた代表を擁するマルチステークホルダーの作業グループを通じて策定される。これらのプロセスは、コンセンサスに則り、開示的かつ透明性があり、一つの利害に左右されることなく、参画への幅広い機会を提供するものでなければならない。

PEFC の承認プロセス－地域、国、準国規格の PEFC 持続可能性基準との整合性の確実化

我々の要求事項が常に地域、国、準国レベルで適用されていることを確実にするために、PEFC の承認を求めるすべての森林認証制度は、包括的かつ綿密な独立審査と品質保証のプロセスを経過する。このプロセスは、完了までに平均で 9 ヶ月を要するもので、そこには下記の要素が含まれる。

1. 該当認証制度の PEFC 要求事項との適合性を評価する独立した審査には、グローバルな公開協議が含まれる。
2. 品質を保証するプロセス。
3. 認証制度が審査と品質保証のプロセスをパスした後、PEFC 総会はその承認に関する投票を行う。

承認を受けた認証制度に関する文書は、審査報告書を含むその全文が PEFC のウェブサイト上で公開される。

このプロセスを通じて、PEFC は該当の規格がグローバルに受け入れられた PEFC 持続可能性基準を満たすことを確実化する。この実務的な意味は、森林認証を受けた木材または非木質林産品は世界のどこにおいても PEFC 認証品であり、認証を受けた COC を経由して販売されれば PEFC のラベル貼付に適格であることである。これは木材生産以外の目的で管理された森林であっても、持続可能に管理されていると見做されることを意味する。

認証－規格の要求事項との適合性の証明

認証は、PEFC の森林管理または COC 認証を望む個人または組織が我々の要求事項に適合していることを実証する実務的なプロセスである。

信頼ある認証は、認証の決定が公平、独立そして正当であることを求める。これは、規格の制定、認証、そして認定が利害衝突のリスクを排除し、最高度の正当性を実現するためにそれぞれ完全に分離していなければならないことを意味する。

- ・ 規格の制定は、ステークホルダーとの協働によって認証要求事項を定めるプロセスであり、PEFC または地域、国の森林認証制度によって実行される。
- ・ 認証は、森林所有者または企業が認証の要求事項を満たしているかどうかを点検するプロセスであり、認証機関によって実行される。
- ・ 認定は、認証機関の技量を審査するプロセスであり、国際認定フォーラム（IAF）または IAF 地域認定グループに加盟する認定機関によって実行される。

PEFC 認証の取得を望む主体は、PEFC 承認を受けた規格との適合性を示すことが求められる。適合性が証明された場合、認証機関は 5 年間の有効な認証書を発行する。有効期間の後には、事業者は再認証される必要がある。

我々の要求事項への継続的な適合性を検証するために、追加的なチェックが年次サーベイランス審査を通じて行われる。業務や施業が継続的に PEFC 承認規格の要求事項に適合する場合にのみ、「PEFC 認証」の主張と PEFC のラベルを使用する権利を得る。

PEFC は、どんなプログラムまたは活動であっても、不適合やコンプライアンス問題が引き起こされることがあることを認識している。

認証主体に対する苦情は、認証機関によってそれぞれ設定された苦情や上訴の手順に従って処理される。この段階で未解決の問題は、各国の認定機関、さらには上訴の第三段階として IAF による苦情および上訴の手順に従って処置される。

認証主体が PEFC 要求事項に不適合である場合は、その認証書は一時停止または解約される。認証機関、または実に認定機関であっても、苦情を適切に処理していなかったと判断される場合は、業務ライセンスを喪失するリスクを負う。

1. 適用範囲

本文書は、すべての**森林及び森林外樹木製品**とサービスを含む持続可能な管理に関する PEFC 承認を受けた地域、国、または準国の規格のための国際 PEFC 持続可能性基準を構成する。

国際 PEFC 持続可能性基準に則り、利害のバランスがとれたマルチステークホルダープロセスに基づいて策定され、PEFC の承認を受けた認証規格を通じて、本文書の要求事項は、所有者と管理者、さらに PEFC 認証区域で施業する委託契約者やその他の事業者に適用される。これらは、持続可能な森林管理を狙う管理システムのすべてのプロセスを対象とする。

森林プランテーションに関する解釈は、この文書の付属書 1 で概説される。

TOF に関する概説は、この文書の付属書 2 で提供される。この文書で「森林」に関わる要求事項は、付属書 2 で特に例外規定がない限り TOF にも適用される。

2. 引用規格

ILO 条約第 87 号(1948)結社の自由および団結権保護条約

ILO条約第29号（1930）強制労働条約

ILO条約第98号（1949）団結権および団体交渉権条約

ILO条約第100号（1951）同一報酬条約

ILO条約第105号（1957）強制労働廃止条約

ILO条約第111号（1958）差別待遇（雇用および職業）条約

ILO条約第138号：最低年齢条約（1973）

ILO条約第169号（1989）原住民および種族民条約

ILO条約第182号（1999）最悪の形態の児童労働条約

ISO/IEC 17021-1、適合性評価—マネジメントシステムの認審査と認証を行う機関に対する要求事項—パート 1：要求事項

国際連合（2007）先住民族の権利に関する国際連合宣言

国際連合（1948）世界人権宣言

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（1998）

PEFC ST 1001、規格の制定 - 要求事項

PEFC ST 1002、グループ森林管理認証—要求事項

PEFC GD 1007、各国森林認証制度の相互承認とその改正

PEFC ST 2002、林産物の COC—要求事項

ISO ガイド 2、標準化およびその関連活動に関する一般的用語

3. 用語と定義

本文書の目的のために ISO/IEC ガイド 2 にある用語および定義が下記の定義とともに適用される。

3.1 影響を受けるステークホルダー (Affected stakeholder)

本規格の実施によって、生活及び/又は仕事の状況に直接的な影響を受けるか、若しくはその可能性のあるステークホルダー、または、本規格の使用者若しくはその可能性のある者で、本規格の要求事項の対象若しくはその可能性のあるステークホルダー。

注意書 1 影響を受けるステークホルダーには、近隣共同体、先住民、労働者等が含まれる。しかし、本規格の主題に関心を抱くことは、影響を受けることと同等ではない（例：NGO、学術関係者、市民団体）。

注意書 2 規格の利用者となる可能性のあるステークホルダーは、認証取得主体になる見込みが強い。例えば、森林管理規格であれば森林所有者、COC 規格であれば、木材加工業者など。

3.2 森林造成 (Afforestation)

それまでは異なる利用に付されていた土地に植付けおよび/または計画的な播種を通じて森林を育成すること。非森林から森林への転換を含意する（FAO 2018）。

3.3 農業プランテーション (Agricultural plantations)

果樹園、アブラヤシのプランテーション、オリーブ園、アグロフォレストリシステムなど樹木の下で作物を栽培する農業生産システムにおける立木。

注意書：農業用プランテーションは「森林」の定義から除外される。

3.4 農業利用 (Agricultural use)

農業プランテーションを含む、農業目的の土地利用。また、畜産用地や休閒地も含む。

3.5 認証区域 (Certified Area)

PEFC の持続可能な森林管理規格に見合った持続可能な森林管理システムの対象範囲に含まれる森林区域（PEFC ST 1003）。

3.6 劣化森林 (Degraded forest)

炭素貯蔵、木材、生物多様性およびその他の商品やサービスなどの森林からの恩恵を供給する総合的潜在力が長期にわたり大きく減少している土地。（FAO2003 定義）

3.7 生態学的に重要な森林区域 (Ecologically important forest areas)

生態的に重要な森林区域は、下記の区域である：

- a) 保護対象として、稀少性、脆弱性または代表的森林生態系を含む区域。
- b) 固有種および認知された参照リストが定める絶滅危惧種の生息地の顕著な集中がある区域。
- c) 絶滅種または保護種の遺伝的在来種を含む区域。
- d) 自然植生の天然分布および豊富さを擁して、世界的、地域的および国家的に重要で広範なランドスケープ形成に貢献する区域。

3.8 生態学的に重要な非森林区域 (Ecologically important non-forest areas)

生態的に重要な非森林区域とは下記の区域である：

- a) 保護対象として、稀少性、脆弱性または代表的森林生態系を含む区域
- b) 固有種および認知された参照リストが定める絶滅危惧種の生息地の顕著な集中がある区域
- c) 絶滅種または保護種の遺伝的在来種を含む区域
- d) 自然植生の天然分布および豊さを擁して、世界的、地域的および国家的に重要で広範なランドスケープ形成に貢献する区域

3.9 生態系サービス (Ecosystem services)

生態系から得られる恩恵。これらには、食糧、水、木材、繊維などの供給サービス、気候変動、洪水、廃棄物および水質を左右する調整サービス、レクリエーション、美学、精神的な恩恵を施す文化的サービス、そして土壌の醸成、光合成、さらに栄養の循環などの基盤サービスなどが含まれる（ミレニアム・エコシステム・アセスメント2005による）。

3.10 森林 (Forest)

0.5ヘクタール以上の土地で、樹高が5メートル以上、樹冠率が10%以上の樹木を超える樹木がある土地、または原位置でこれらの閾値に達することができる樹木がある土地。農業用地や都市用地は含まれない。（出典：FAO 2023）

注意書：地域、国、準国の規格は、それぞれ該当する基準に関わる独自の価値を定義に含まなければならない。国においてまだそのような基準がない場合、規格制定者が該当国の枠組みに基づいて決定する責任を負う。

3.11 森林の農業利用への転換 (Forest conversion to agricultural use)

人為的か否かを問わず、森林の農業利用への転換。

注意書：植栽、播種及び/あるいは天然種子の人為的な活用により、収穫された樹種と同じ優占種、または過去の樹種構成上存在した他の樹種への更新は農業利用への転換とはみなされない。

3.12 他の土地利用への転換 (Forest conversion to other land use)

森林の非森林地および非農業利用地への人為による直接的な転換。

3.13 森林劣化 (Forest degradation)

森林被覆の構造的変化であり、以下の転換の形態をとる：

- a) 原生林または天然林の森林プランテーションまたはその他の樹木地への転換
または
- b) 原生林から人工林への転換

3.14 ILO 基本条約 (Fundamental ILO conventions)

労働における原則および諸権利に関して、「基本的」にILO統括団体が決めた8つの条約（ILO 29、87、98、100、105、111、138、182）、すなわち結社の自由、団体交渉権の効果的承認、あらゆる形の強制労働の撤廃、児童労働の効果的撤廃、雇用と職業に関する差別の撤廃が含まれる。

3.15 遺伝子組み換え樹木 (Genetically modified trees)

遺伝的素材が交配および/または自然の再結合など自然には起こり得ない形による変性を受けた樹木であり、遺伝子組み換えに関する特定の定義を定める関連法規を考慮する。

注意書1：下記の技術は、遺伝子組換え木を作成する遺伝子組換え技術であると考えられる(EU指令 2001/18/EC)。

- 1) どのような手段であれ、生物体の外部で作成された核酸分子をあらゆるウィルス、バクテリアプラスミドまたはその他のベクター系に挿入し、それを自然には発生しないが継続的な繁殖能力を有する宿主生物体に統合する遺伝子素材の新しい組み合わせの生成を伴う核酸の組み換え技術。
- 2) 生物体の外部で作成された遺伝性素材を生物体に直接導入することを伴う技術で、マイクロインジェクション、マクロインジェクションおよびマイクロキャプシュレーション(micro-encapsulation)を含む。
- 3) 二つ以上の細胞を自然には発生しない方法で融合することによって生細胞と新しい繁殖可能な遺伝子素材との組み合わせが生成される細胞融合(プロトプラスト融合を含む)またはハイブリダイゼーション技術。

注意書2：下記の技術は、遺伝子組換え木の結果を生む遺伝子組換えとは考えない(EU指令 2001/18/EC)。

- 1) 試験管受精
- 2) 自然加工：例えば、接合、形質導入、形質転換
- 3) 倍数性誘導

3.16 地理的位置 (Geolocation)

少なくとも1つの緯度と経度に対応し、小数点以下6桁を使用する緯度経度座標によって記述される土地の地理的位置。森林及び森林外樹木製品の生産に使用される4ヘクタール以上の土地については、各土地の周囲を表すのに十分な緯度経度点を持つ多角形を用いて提供されなければならない。

3.17 総合的病虫害管理 (Integrated Pest Management: IPM)

利用可能なすべての病虫害管理技術を慎重に考慮し、害虫個体群の増加を抑制し、農薬やその他の干渉を経済的に見合い、人間の健康と環境へのリスクを削減または最小化するレベルに保つ適切な措置を統合すること(資料：FAO 2018)。

3.18 ランドスケープ (Landscape)

地形、植生、土地利用、集落の特徴的な構成を擁する自然および/または人為的な生態系のモザイクからなる社会経済システムであり、該当地域の環境、歴史、経済、文化的なプロセスや活動による影響を受けるもの(資料：Scherr et al. 2003)。

3.19 管理計画 (Management plan)

一定期間における生態系資源およびサービスに関して、その目標、行動および制御を定めた文書情報。

注意書：地域の状況によりこれと同等の文書による情報またはツールがこの機能を満たすことができる。

3.20 管理システム (Management system)

組織が方針、目標およびプロセスを設定し、これらを達成するための相互関連的または相互作用的な要素のセット。

3.21 管理者 (Manager)

組織を指揮、統括する人。

注意書：管理者は、自らの所有権、または伝統的あるいは慣習的な土地利用権を行使する者でもない。

3.22 天然林 (Naturally regenerating forest)

天然更新により成立した樹木を主体とする森林

以下のいずれかを含む：

- a) 人為により植林されたものか天然更新によるものかの区別ができない森林；
- b) 在来種の天然更新と植栽または播種による樹種が混在する森林で、天然更新による樹種が林分成熟時において立木の蓄積の大部分を占めると予想される森林；
- c) 元々天然更新によって成立した樹木からなる雑木林；
- d) 外来種の天然更新による樹木地

注意書：この定義の適用には、国の林業用語と法的要件を考慮する必要がある。

3.23 非森林生態系 (Non-forest ecosystem)

森林の定義を満たさない土地

3.24 非木質林産品 (Non-wood forest products)

森林に由来する、木材以外の生物由来の産品からなる製品。

3.25 森林外樹木 (TOF) 地域の非木材製品 (Non-wood products from TOF area)

木材以外の生物由来の製品で、樹木に由来するもの。

3.26 組織 (Organization)

目標を達成するための責任、権限および関係に関する自らの機能を擁する個人または人のグループ。

注意書 1：組織は、PEFC 認証を申請し、PEFC の森林管理の要求事項との適合の責任を負う。また、複数の森林管理主体に対する責任を負うこともできる。

注意書 2：管理者または所有者も、組織の役割を引き受けることができる。

3.27 その他の樹木地 (Other wooded land)

主に農業用地または都市用地として使用されている土地を除き、面積が 0.5 ヘクタールを超え、樹高が 5 メートルを超え、樹冠被覆率が 5% ～ 10% であるか、または樹木が原位置でその基準値に達するか、または樹冠が覆われている土地あるいは低木、灌木及び樹木の合計面積が 10% を超える森林として分類されていない土地。

注意書：定義の適用には、国内の林業用語や法的要件を考慮する必要がある。

3.28 プランテーション森林 (Plantation forest)

木材、繊維、エネルギーのための短伐期プランテーションなど集約的に管理され、植栽時及び林分成熟時に1または2種類の樹種、均等な齢級、一定の間隔という基準の全てを満たす育成林。生態系の保護や回復のために植林された森林、および植林や播種によって育成され、成熟段階で自然に再生する森林に類似している、または類似するであろう森林は除外される。

注意書：定義の適用には、国内の林業用語や法的要件を考慮する必要がある。

3.29 人工林(Planted forest)

主に植林および/または意図的な播種によって育成された樹木で構成されている森林。ただし、植林または播種された樹木が成熟時に成長株の50%以上を構成すると予想される場合に限る。これには、以前に植林された、または播種により育成された樹木からなる雑木林が含まれる。

注意書：定義を適用するにあたっては、国の森林用語と法的要件を考慮する必要がある。

3.30 原生林(Primary forest)

人間の活動の痕跡がはっきりと目に見えず、生態学的プロセスが大きく妨げられていない、在来樹種が自然に更新されている森林。

注意書：定義を適用するにあたっては、国の森林用語と法的要件を考慮する必要がある。

3.31 森林再生 (Reforestation)

森林として分類される土地への植林および/または計画的播種による森林の再生（資料：FAO 2018）。

3.32 ステークホルダー (Stakeholder)

本規格の対象に関心を有する個人、団体、地域社会または組織。

3.33 規格制定者 (Standardizing body)

規格制定における活動を認められた団体。

注意書：森林管理認証制度および/または規格にとっての規格制定者とは、森林認証制度の規格の策定および維持に責任を負う主体である。規格制定者は、PEFCの各国認証管理団体でもよく、または森林認証制度の統括から分離していてもよい。

3.34 森林外樹木 (TOF)

国が指定した森林の区域外に生育している樹木。このような地域は通常、その他の樹木地、農業用地、または都市林に分類される。

4. PEFC 承認規格を適用する各国規格と組織の状況

4.1 総論

地域、国または準国の森林管理規格（以下、規格）が定める持続可能な森林管理の要求事項は、下記を満たさなければならない。

- a) すべての要求事項の意図が森林管理ユニットのレベルで遂行されることにあることを確実にするための、森林管理ユニットのレベルまたは適切な他のレベルに適用される管理およびパフォーマンスの要求事項を盛り込む。

注意書：要求事項が森林管理ユニット以外のレベル（例：グループや地域）で決められる状況の例として、森林の健全性モニタリングがある。地域レベルにおいて森林の健全性モニタリングを実行し、その結果を森林管理ユニットレベルに伝達することで、この要求事項の目的は各々の森林管理ユニットが個別にモニターする必要なしに達成できる。

- b) 明瞭かつパフォーマンス・ベースであり、監査が可能である。
- c) 確定された森林区域において、本要求事項との適合の達成に影響を与えるすべての森林施業者による行為に適用する。
- d) 該当森林管理規格の要求事項への適合を証明する記録の保管を要求する。
- e) PEFCのCOCを有する顧客に対して、商品の由来が本規格の対象となっている区域から生産されたものであることを伝えるための主張として、「100%PEFC認証」または他の認証制度独自の主張を規定する。

注意書：PEFC承認の認証規格独自の認証主張およびPEFCが認めるその短縮形や「100%PEFC認証」主張およびその英語以外の言語への翻訳版は、PEFCのウェブサイトwww.pefc.orgで公開される。

- f) 森林の管理者/所有者が本規格の対象範囲外の区域からの商品を販売する場合は、規格の対象範囲内の区域からの商品のみ「100%PEFC認証」の主張または認証制度独自の認証主張を付けて販売することを要求する。
- g) 本規格の対象範囲内の区域からの商品の由来に関する認証主張は、規格に照らして発行されるPEFC承認認証書の対象である森林所有者/管理者によってのみ可能であることを求める。
- h) PEFCのCOC認証企業に提供すべき情報に関する要求事項を定める。
- i) 本基準の要求事項が地域、国、準国規格において反映されていない場合は、あてはまる法律の概略を盛り込む。これは、それらがその法律によってすでに規定されているからである。

4.2 影響を受けるステークホルダーのニーズと期待の理解

本規格は、組織が下記を定めることを求める。

- a) 持続可能な森林管理に関連する影響を受けるステークホルダー
- b) それらのステークホルダーの関連ニーズおよび期待

4.3 持続可能な森林管理システムの適用範囲の決定

- 4.3.1 本規格は、組織がその対象範囲を確定するために管理システムの境界と適用可能性を決定することを求める。

4.3.2 本規格は、森林管理が調査と計画、実行、モニタリング、評価のサイクルで構成され、また、森林管理の実施による社会、環境、および経済上の影響に関する適切な評価を擁していることを求める。これは、継続的改善サイクルの基礎をなさなければならない。

4.3.3 組織は、森林および森林外樹木（TOF）製品が収穫される認証区域に関連する地理的位置情報データのインベントリーを保持するものとする。

注意書：地理的位置情報データは、組織の実際に作業を行う区域に限定することができる。

5. リーダーシップ

5.1 本規格は、組織が下記の遂行に関するコミットメントを提供することを求める。

- a) 該当認証制度の持続可能な森林管理規格およびその他の関連する要求事項に適合する。
- b) 持続可能な森林管理システムの継続的改善を図る。

5.2 本規格は、このコミットメントが一般に入手可能であることを求める。

5.3 本規格は、持続可能な森林管理の責任が明確に定められ、割り当てられることを求める。

6. 計画

6.1 リスクと機会に対処する措置

6.1.1 規格は、組織が持続可能な森林管理の要求事項との適合に関わるリスクと機会を考慮することを求める。組織の施業のサイズとスケールが考慮されなければならない。

6.1.2 規格は、森林資源の調査とマッピングが、地元地域や国の状況にとって適切であり、かつ、この国際基準規格で解説する要求事項に沿って構築、維持されることを求める。

6.2 管理計画

6.2.1 本規格は、管理計画が下記を満たすことを求める。

- a) 念入りに作成され、定期的に更新され、継続的に調整される。
- b) 該当森林区域のサイズと利用上適切である。
- c) 現存の土地使用上または他の公的な計画や該当地域、国および国際法に則っている。
- d) 森林資源を適切に対象範囲に含む。

6.2.2 本規格は、管理計画が管理される森林区域の異なる利用や機能を考慮することを求める。

6.2.3 本規格は、管理計画が少なくとも現行の森林管理単位に関する説明、その長期目標および年次平均許容伐採量とその根拠を含まなければならない。

6.2.4 本規格は、持続可能性に対して長期的な影響を与えうるレベルにおける非木質林製品の商業使用が対象範囲に含まれる場合、年次的に許容される非木質林製品の使用が森林管理計画の対象範囲に含まれることを求める。

- 6.2.5 本規格は、**管理計画**が**森林生態系**の損傷のリスクを極小化するための方法や手段を特定することを求める。
- 6.2.6 本規格は、管理計画が科学的な研究の成果を考慮することを求める。
- 6.2.7 本規格は、森林管理のサイズとスケールに相応しい**管理計画**の要約が公開され、その全般的な目的および森林管理の原則に関する情報が含まれることを求める。
- 6.2.8 本規格は、一般公開された**管理計画**の要約が機密性のある業務情報または個人情報および関連する法律によって、文化的遺跡または微妙な天然資源な特質の保護のために機密とされるその他の情報の除外を許容することを求める。

6.3 コンプライアンスに関する要求事項

6.3.1 法令遵守

- 6.3.1.1 本規格は、**組織**が自身の持続可能な森林管理に適用される法律を確認し、その入手が可能であり、この遵守義務がどのように**組織**に当てはまるのかを決定することを求める。

注意書：欧州連合と生産国との間でFLEGT二国間パートナーシップ協定（VPA）を締結している国は、「森林管理に適用される法律」は、VPA協定によって定められる。

- 6.3.1.2 本規格は、**組織**が自己の森林管理に関連する法令および国際法を遵守することを求める。ここには、これに限らないが森林管理の実施；自然環境、保護種・絶滅危惧種の保全、先住民、地域社会または影響を受けるステークホルダーの財産、土地保有、土地利用権；保健、労働安全問題、腐敗防止、**貿易、関税及び使用料や税金の支払い**が含まれる。
- 6.3.1.3 本規格は、腐敗禁止法令が存在しない場合、組織が腐敗リスクに関連する代替の腐敗防止措置を取ることを求める。
- 6.3.1.4 本規格は、違法伐採、違法な土地利用、違法な火入れ、その他の違法行為等の無許可行為から森林を保護する措置を取ることを求める。

6.3.2 森林地域に関する法的、慣習的および伝統的権利

- 6.3.2.1 本規格は、関連する森林管理ユニットのために、財産権、樹木の所有権、土地の保有に関する手配が明確に規定、文書化、そして確立されることを求める。同様に、森林地に関する法的、慣習的、伝統的な権利は、明確化、承認、そして尊重されなければならない。

注意書：土地保有の手配を扱うための指針は、国家食糧安全保障の文脈における土地使用権、漁業および森林の責任ある統制に関わるFAOの自主指針から入手可能である。

- 6.3.2.2 規格は、**林業活動**や施業がILO条約169号および先住民族の権利に関する国際連合宣言などによって概説される法的、慣習的、伝統的な諸権利に関する確立された枠組みを認めて実行されることを求める。また、これらの諸権利は、それに該当する場合の代償の提供を含む、その権利の保有者の自由意思による事前の十分な情報に基づく同意なしに侵害されてはならない。権利の範囲がいまだ未解決または紛争中である場合は、正当で公正な解決のためのプロセスが存在していることが必要である。その場合、森林管理者は当面の措置として、認証と関りがある政策や法律によって規定されるプロセス、役割、および責任を尊重しつつ、当事者が森林管理上の意思決定に有効に関与できる機会を提供しなければならない。
- 6.3.2.3 本規格は、林業活動や施業が世界人権宣言の定める人権を尊重することを求める。

6.3.3 ILO 基本条約

6.3.3.1 本規格は、林業活動や施業がILO基本条約を遵守することを求める。

注意書： ILO基本条約が批准されている国においては、6.3.3.1項の要求事項が適用される。ILO基本条約が批准されておらず、その内容が関連法規の適用範囲にない国は、森林管理規格が独自の要求事項を含まなければならない。

6.3.4 保健、安全、および労働条件

6.3.4.1 本規格は、林業活動が保健や事故のリスクを確認し、作業に関連するリスクから労働者を保護するためのあらゆる適切な手段の適用が可能な形で計画、組織、実施されることを求める。労働者には、作業に関わるリスクおよび予防措置に関する情報が与えられなければならない。

6.3.4.2 本規格は、労働条件が安全であり、林業活動の任務を引き受けたすべての者に安全作業の実践に関する指導や訓練が提供されることを求める。労働時間と休暇は、国法と団体協約を遵守しなければならない。

注意書： 各国の森林認証規格を定めるための指針は、「林業における安全と衛生の ILO 実施基準」から入手可能である。

6.3.4.3 本規格は、PEFC**認証区域**で従事する地元労働者、季節労働者、下請け業者、その他の就業者の賃金が少なくとも法令や業界の最低基準または団体協約に見合うか、それ以上であることを求める。

注意書： 賃金が国の生活賃金を下回る場合、インフレ分に追加した生活賃金レベルまでの引き上げを徐々に達成するための段階的措置を採用すべきである。

6.3.4.4 本規格は、**組織**が機会均等と差別待遇の禁止、職場におけるハラスメントからの自由に関する確約をすることを求める。男女平等は、促進されなければならない。

7. 支援

7.1 資源

- 7.1.1 本規格は、**組織**が持続可能な森林管理システムの構築、実行、維持および継続的改善に必要な資源を決定し、提供することを要求する。

7.2 力量

- 7.2.1 本規格は、本基準が述べる管理計画と実行の前提条件として、森林管理者、下請業者、従業員、森林所有者が持続可能な森林管理に関する十分な情報の提供を受け、継続的な訓練を通じて最新情報に通じていることを求める。

7.3 コミュニケーション

- 7.3.1 本規格は、持続可能な森林管理に関係する地域社会、先住民およびその他のステークホルダーに対して、効果的なコミュニケーションと協議が提供されることを求める。

7.4 苦情

- 7.4.1 本規格は、持続可能な森林管理と土地利用権、労働条件に関わる苦情や論争解決のための適切なメカニズムが提供されることを求める。

7.5 文書情報

- 7.5.1 本規格は、組織の持続可能な**森林管理システム**の効果に必要であるとして本規格が求め、**組織**が決定した文書情報が**組織の管理システム**に含まれることを求める。
- 7.5.2 本規格は、文書情報が**組織**活動に関連し、適切に更新されていることを求める。

8. 施業

8.1 基準1：森林資源の維持または適切な増進とグローバルカーボンサイクルへの貢献

- 8.1.1 本規格は、森林管理が**森林**およびその**生態系サービス**を維持、増大し、森林資源が有する経済的、環境的、文化的、社会的価値の維持、増進を目指すことを求める。
- 8.1.2 本規格は、収穫と成長率の間のバランスを図り、適切な育林方法と技術を採用し、森林資源に対する直接的、間接的な悪影響を最小化し、森林資源の量と質および**森林**の炭素貯蔵と隔離能力が中長期的に保全されることを求める。
- 8.1.3 本規格は、管理の実行において温室効果ガスの排出削減や資源の効果的な活用など気候変動に好影響する活動が奨励されることを求める。
- 8.1.4 本規格は、農業的利用への森林転換を行ってはいけないことを求める。
- 8.1.5 本規格は、森林の他の土地利用への転換は、下記による正当化できる状況以外は発生させないことを求める。
- a) 土地利用や森林管理に関連する国や地域の政策や法律を遵守し、**影響を受けるステークホルダー**との協議を含んだ政府その他の権限を有する当局が管轄する土地利用計画に基づくものであり、
 - b) **認証区域内の森林**タイプの小さな比率（5%以下）であり、
 - c) **生態学的に重要な森林地域**、文化や社会的な重要性を有する区域、またはその他の保護区域に悪影響を及ぼさず、
 - d) 高度な炭素蓄積区域を破壊せず、
 - e) 長期的な保全と経済的、社会的利益に貢献する。

- 8.1.6 本規格は、人為的な森林劣化を起こしてはならないことを求める。

注意書 1：2010 年 12 月 31 日以降に人為的な森林劣化（原生林または天然生林からの転換）によって育成されたプランテーション森林は認証の対象外

注意書 2：2010 年 12 月 31 日以降に人為的な森林劣化（原生林からの転換）によって育成された育成林は認証の対象外

注意書 3：この要件は、成熟した森林が自然に再生する森林に類似している、または類似するであろう、生態系の保護または回復を目的として育成された植林地、および植林または播種によって育成された現存する森林には適用されない

注意書 4：地域的、国家的、準国家的基準への定義の組み込みは、各国の林業用語や法的要件を考慮する必要がある。その結果、制度固有の 定義が意図する成果と最低限同等の成果をもたらす限り、制度特有の明確化や指針をもたらすことができる。

- 8.1.7 本規格は、生態学的に重要な非森林生態系への森林造成は下記の正当化できる状況以外は、発生しないことを求める。

- a) 土地使用や森林管理に関連して、国や地域の政策や法律を遵守し、政府やその他の権限を有する当局が管轄する土地利用計画に基づき、
- b) **影響を受けるステークホルダー**が透明かつ関与可能な協議のプロセスを通じて、当該転換の決定に関与する機会を有する決定方法に基づき、

- c) 絶滅の危機（危急種、稀有または絶滅危惧種を含む）がある**非森林生態系**、文化的、社会的重要性を有する区域、絶滅危惧種の重要な棲息地またはその他の保護区域に悪影響を与えず、
- d) **組織**の管理下にある生態学的に重要な**非森林生態系**が小さな比率であり、
- e) 炭素蓄積が非常に高い区域を破壊せず、
- f) 長期的な保全的、経済的、社会的利益に貢献すること。

8.2 基準2：森林生態系の健全性と活力の維持

- 8.2.1 本規格は、森林生態系の健全性と活力の維持、増大について、経済的に実行可能な限り自然構造とプロセスを最大限活用した最善な生物学的予防措置を通じて、**劣化した森林生態系**の回復を行うことを求める。
- 8.2.2 本規格は、有害な環境要素に対し、自然的調節メカニズムを強化し、**森林**の安定性、活力および抵抗力を拡大するため、適切な遺伝、種および構造的多様性を奨励、維持することを求める。
- 8.2.3 本規格は、火入れが、更新、野火からの保護、棲息地管理、認められた先住民の習慣のための森林管理に不可欠な手段である地域においてのみに限定されることを求める。こうした場合、適切な管理と統制の方法が採用されなければならない。
- 8.2.4 本規格は、現地条件に相応しい樹種やプロパナンスによる**造林**や**更新**、樹木や土壌の損傷を最小化する保育、伐採、搬出技術の活用など適切な森林管理が行われることを求める。
- 8.2.5 本規格は、**森林地**における廃棄物の無差別的な廃棄が厳格に回避されることを求める。非有機物系の廃棄物やごみは回収し、指定された区域に貯蔵の上、環境に責任ある方法で除去しなければならない。森林の管理の実行中における油や燃料の流失は、予防しなければならない。突発的な流失による環境の損傷リスクの最小化のための緊急手順が設置されていなければならない。
- 8.2.6 本規格は、農薬の使用を最小化するため、**統合的病害虫管理**と適切な育林的代替手段およびその他の生物学的方法が優先されることを求める。
- 8.2.7 本規格は、いかなる農薬の使用についても文書化することを求める。
- 8.2.8 本規格は、他の使用可能な代替品がない場合を除き、WHOのタイプ1Aおよび1Bおよびその他の毒性の高い農薬の使用を禁止することを求める。WHOのタイプ1Aおよび1Bの農薬の例外使用は、各国の規格において定めなければならない。
- 8.2.9 本規格は、塩素化炭化水素のように派生物質が意図した使用期間を超えて生物学的な活性を保ち、食糧連鎖のなかで蓄積される農薬やその他の国際的合意によって禁止されている農薬の使用が禁止されることを求める。

注意書：「国際的な合意によって禁止された農薬」とは、残留性有機汚染物に関するストックホルム条約によって定められている。
- 8.2.10 本規格は、農薬の使用が該当農薬の製造者による指示に従い、訓練を受けたものによって適切な設備をもって実行することを求める。
- 8.2.11 本規格は、肥料が統制された方法で十分な環境への配慮をもって使用されることを求める。肥料の使用は、適切な土壌の養分管理の代替としてはならない。

8.3 基準3：森林生産機能の（木材および非木質）維持および増進

- 8.3.1 本規格は、一連の木材および**非木質林産品**とサービスを生み出す**森林**生産機能が持続可能なペースで維持されることを求める。
- 8.3.2 本規格は、**森林**産品やサービス機能のすべてに係る新規市場や経済活動の可能性を考慮し、健全な経済的成果が追及されることを求める。
- 8.3.3 本規格は、管理、収穫、および更新施業の実践が、例えば土壌や残置立木や樹木の損傷を避けるなど、その場所の生産能力を減少させない時期や方法で実践されることを求める。
- 8.3.4 本規格は、木材や**非木材**の**林産品**の収穫レベルが、長期的に持続可能な比率を超過しないことを求める。また、収穫された林産品は、最適利用しなければならない。
- 8.3.5 本規格は、環境への悪影響を最小限に抑え、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために道路、搬出路、橋などの適切なインフラが計画、敷設、維持されることを求める。

8.4 基準4：森林生態系における生物多様性の維持、保全および適切な増進

- 8.4.1 本規格は、管理計画が**ランドスケープ**、生態系、種および遺伝子のレベルで生物多様性を維持、保全および増大させることを目指すことを求める。
- 8.4.2 本規格は、森林資源のインベントリー、マッピングおよび計画が生態学的に重要な森林区域を確定し、保護、保全、または立ち入り制限することを求める。

注意書：本規定はこれらのビオトープの重要な生態学的価値を損なわない森林管理活動を禁止するものではない。

- 8.4.3 本規格は、保護種、絶滅危惧種、絶滅に瀕している動植物種が商業目的に搾取されないことを求める。必要な場合、それらの保護やその生息数の増加のための措置が取られることを求める。

注意書：本要件はワシントン条約の要件に従った取引を排除するものではない。

- 8.4.4 本規格は、天然更新または森林資源の質および量を確実にするに植林を通じた更新が確実になされることを求める。
- 8.4.5 本規格は、現地条件に順応した天然種を起源とする**森林再生**および**森林造成**が優先されることを求める。外来種、プロブナンス、その他の変種は、生態系への影響や在来種との地元プロブナンスの遺伝的統合性への影響が科学的に評価され、その結果が否定的な場合は影響が回避または最小化できる場合にのみ使用されなければならない。

注意書：絶滅が危惧される生態系、生息地、または種を脅かす外来種による影響の予防、導入、影響の軽減に関する生物多様性条約（CBD）指針原則は、侵入種の回避のためのガイダンスとして認められる。

- 8.4.6 本規格は、生態学的ネットワークの改善や回復に貢献する**森林造成**、**森林再生**およびその他の植林活動が奨励されることを求める。
- 8.4.7 本規格は、**遺伝子組み換え樹木**が使用されないことを求める。

注意書：**遺伝子組み換え樹木**の使用に関する制限は、予防原則に則って PEFC 総会によって採択された。**遺伝子組み換え樹木**が、人間や動物の健康や環境の上に及ぼす影響が従来の方法による遺伝子改良を受けたものと同等、あるいはより肯定的なものであるという十分な科学的データが揃うまで、いかなる遺伝子組み換え作物も使用されない。

- 8.4.8 本規格は、適切であれば、異齡林および混交林などの水平および垂直的な構造的多様性が促進されることを求める。施業は、**ランドスケープ**の多様性の維持、回復を目指すものでなければならない。
- 8.4.9 本規格は、適切である限り価値ある生態系を作り上げる伝統的管理方法が支援されることを求める。
- 8.4.10 本規格は、保育や収穫施業に関して、生態系への長期的な損傷を引き起こさない方法で実行されることを求める。可能な限り生物多様性を維持、改善するための実践的措置が採用されなければならない。
- 8.4.11 本規格は、インフラ社会基盤が生態系、特に稀有で繊細な代表的生態系や遺伝子の保存に対する損傷を最小化し、絶滅危惧種やその他の指標種、特にその移動パターンを勘案して、計画、建設されることを求める。
- 8.4.12 本規格は、管理目的に関して、動物の個体数による**森林**の更新と成長および生物多様性に対する圧力を制御する措置が講じられることを求める。
- 8.4.13 本規格は、枯損木や倒木、樹洞木、老齡木、稀少樹種は、その**森林**と周辺の生態系の健全性と安定性を考慮し、生物多様性を保全するために必要な量や分布で保残することを求める。

8.5 基準 5：森林管理における保全機能の維持または適切な増進（特に水資源と土壌）

- 8.5.1 本規格は、例えば、土壌浸食の制御、洪水の予防、水の純化、気候調整、炭素隔離およびその他の**生態系サービス**の調整および支援など**森林**の社会的保全機能が維持、増進されることを求める。
- 8.5.2 本規格は、社会のために特定かつ確認された保護機能を果たしている区域を地図化し、**森林管理計画**や施業管理において、これらの機能の維持、増進を確実にすることを求める。
- 8.5.3 本規格は、繊細な土壌と侵食傾向のある区域および施業が土壌の過剰侵食を引き起こす可能性がある区域での林業活動には、特別な注意を払うことを求める。使用する技術や機械はそのような区域に相応しいものでなければならない。これらの区域に対する動物個体数の圧力を最小化する特別な措置を講じなければならない。
- 8.5.4 本規格は、水資源の質、量への悪影響を回避するために水源保全機能を有する森林区域で行われる森林施業には特別な注意を払うことを求める。農薬やその他の有害物質の不適切な使用や水質に有害な影響を及ぼす不適切な林業の実行は回避しなければならない。下流の水収支および水質は、施業による重大な影響を受けてはならない。
- 8.5.5 本規格は、道路、橋梁、その他のインフラ社会基盤の架設が、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を防ぐ方法を用い、流水路や河床の自然水準や機能を保全する方法で行われることを求める。適切な道路排水設備が設置、維持されなければならない。

8.6 基準 6：社会・経済的機能と状況の維持または適切な増進

- 8.6.1 本規格は、森林管理計画が**森林**のすべての社会経済機能を尊重することを目指すことを求める。
- 8.6.2 本規格は、レクリエーションを目的とした**森林**への公共的アクセスが所有権、安全性と他人の権利、森林資源や生態系への影響、森林のその他機能との両立性などを尊重した上で、提供されることを求める。

- 8.6.3 本規格は、特定の歴史的、文化的、精神的な重要性が認められた場所および先住民や地域社会の基本的なニーズ（例：健康や生計）を満たす区域がその場所の重要性を十分に考慮する形で保護、管理されることを求める。
- 8.6.4 本規格は、適切である場合、森林管理が地域社会や先住民の関与による支援を得たうえで、該当森林管理区域の内部または周辺にある地域社会の長期的な保健と福祉を促進するものであることを求める。
- 8.6.5 本規格は、森林管理の実践が例えば、森林所有者、地域社会、NGOや先住民などが**森林**に関連して有する経験や伝統的知識、イノベーション、実践を最大限に活用することを求める。そのような知識の活用から生じる恩恵の公平な共有が奨励されなければならない。
- 8.6.6 本規格は、森林管理が地域経済において森林が果たす役割を正当に考慮することを求める。先住民を含む地元住民に訓練や雇用の新しい機会を提供することに特別な考慮がなされなければならない。
- 8.6.7 本規格は、森林管理が持続可能な森林管理に必要な研究活動やデータの収集に貢献するか、または適切であれば他の**組織**が実行する関連研究活動を支援することを求める。

9. パフォーマンス評価

9.1 モニタリング、測定、分析および評価

- 9.1.1 本規格は、森林資源のモニタリングおよび環境、社会、経済的な効果を含めたその評価が定期的に実行され、その結果は計画過程に還元されることを求める。
- 9.1.2 本規格は、**森林**の健全性および活力が、特に病虫害、過放牧、過剰飼育、火災、気候的要因による損害、空気汚染物質、森林施業等に起因する損害など**森林**生態系の健全性や活力に潜在的な影響を及ぼす主要な生物学的および非生物学的要素に関して、定期的にモニターすることを求める。
- 9.1.3 本規格は、狩猟や釣りを含む非木材林産物の利用が森林所有者/管理者の責任範囲にあり、森林管理計画に含まれている場合は、それらが調整、モニタリング、制御されることを求める。
- 9.1.4 本規格は、労働条件が定期的にモニターされ、必要に応じて適応されることを求める。

9.2 内部監査

9.2.1 目的

本規格は、計画された間隔で実施する内部監査プログラムが**マネジメントシステム**について、下記の情報を提供することを求める。

- a) 下記を遵守している。
 - ・**組織**の**マネジメントシステム**に関する要求事項
 - ・該当国の持続可能な森林管理規格の要求事項
- b) 効果的に実行および維持されている。

9.2.2 組織

本規格は、**組織**が下記を満たすことを求める。

- a) 頻度、方法、責任、計画の要求事項、および報告を要する内部監査プログラムを計画、立ち上げ、実行、維持する。それには、関係するプロセスの重要性和前回の監査結果が考慮されなければならない。
- b) 各々の監査について、監査基準と対象範囲を定める。
- c) 目標と監査プロセスの客観性と不偏性を確実にするために審査員を選択し、監査を実行する。
- d) 監査結果が関係管理者に報告されることを確実にする。
- e) 監査プログラムの実行の証拠として文書化された情報と監査報告を保管する。

9.3 マネジメント・レビュー

- 9.3.1 本規格は、年次のマネジメント・レビューが少なくとも下記を含めることを求める。
- a) 前回のマネジメント・レビューからの措置の状況
 - b) **管理システム**に関連する外部や内部的な変化
 - c) 下記における流れを含む組織の遂行に関する情報

- ・ 不適合および是正措置
- ・ モニタリングと計測結果
- ・ 監査結果

d) 継続的な改善のための機会

- 9.3.2 本規格は、マネジメント・レビューの結果が、継続的な改善の機会および**管理システム**の変更の必要性に関わる決定を含むことを求める。
- 9.3.3 本規格は、マネジメント・レビューの結果の証拠として文書化された情報が保管されることを求める。

10. 改善

10.1 不適合と是正措置

10.1.1 本規格は、不適合が発生した場合、**組織**が下記の措置を講じることを求める。

- a) 不適合に対処し、適切であれば下記を実行する。
 - i. その制御と是正措置を講じる。
 - ii. その結果に対応する。
- b) 該当不適合の原因を排除する措置の必要性を評価し、その再発や他の箇所における発生を防止する。
 - i. 不適合をレビューする。
 - ii. 該当不適合の原因を決定する。
 - iii. 類似の不適合が存在するか、発生する可能性があるかを決定する。
- c) 必要とされる措置の実行
- d) 講じられた是正措置の効果性をレビューする。
- e) 必要であれば、**マネジメントシステム**への変更を加える。

10.1.2 本規格は、是正措置が遭遇した不適合に対する効果の上で、適切であることを求める。

10.1.3 本規格は、組織が下記の証拠として文書情報を保管することを求める。

- a) 該当不適合の性質とその結果講じられた措置
- b) 是正措置の結果

10.2 継続的改善

本規格は、持続可能な森林**管理システム**と**森林**の持続可能な管理の適格性、適切性および効果性が継続的に改善されることを求める。

付属文書 1: プランテーション森林の場合の要求事項の解釈に関する指針

要求事項	プランテーション森林に関する解釈
6.2.2 本規格は、森林管理計画が管理される森林区域の異なる使用や機能を考慮することを求める。 8.1.1 本規格は、森林管理が森林およびその生態系サービスを維持または増進し、森林資源が有する経済、環境、文化、社会的価値を維持または増進することを目指すことを求める。 8.2.1 本規格は、森林生態系の健全性と活力の維持、増大について、経済的に実行可能な限り自然構造とプロセスを最大限活用した最善な生物学的予防措置を通じて、劣化した森林生態系の回復を行うことを求める。 8.2.2 本規格は、有害な環境要素に対し、自然的調節メカニズムを強化し、森林の安定性、活力および抵抗力を拡大するため、適切な遺伝種および構造的多様性が奨励、維持されることを求める。 8.4.1 本規格は、管理計画がランドスケープ、生態系、種および遺伝子のレベルで生物多様性を維持、保全、または増大させることを目指すことを求める。	6.2.2, 8.1.1, 8.2.1, 8.2.2, 8.4.1 および 8.6.1 の要求事項は、個別の林分には適用されず、早生樹木の林分が緩衝地域や環境、生態、文化および社会的機能に供される保留地によって補完される森林管理のユニット全体におけるより大きなスケール（生物地域）で考慮されなければならない。 ランドスケープ、生物多様性の価値、および水や土壌の保護を増進するために、緩衝地帯と保全保留地のサイズと分布が、プランテーション森林の開設の準備段階で、社会、環境および生態の査定によって確認され、続く再植付けの段階でレビューされなければならない。
8.1.7 本規格は、生態学的に重要な非森林生態系への森林再生および森林造成が下記の正当化可能な転用以外は、発生しないことを求める。	「生態学的に重要な非森林生態系の森林再生および森林造成」の要求事項の趣旨は、「正当可能な状況」以外において 2010 年 12 月 31 日以降に実行されたプランテーション森林のための森林再生または森林造成は、この要求事項を満たさず、ゆえに、認証に適格ではない。

8.4.2 本規格は森林資源のインベントリーやマッピング及び計画が、生態学的に重要な森林区域を確定し、保護、保全、または立ち入り制限することを求める。 注意書：本項はそれらのビオトープの重要な生態学的価値を損なわない森林管理活動を禁止するものではない。	8.4.2 項が規定する要求事項は、主としてプランテーション森林の開設の段階で対処されなければならない、またこれらの区域は環境、生態、及び社会的機能に寄与する緩衝地帯や保留地域の一部としなければならない。
8.4.8 本規格は、適切であれば、異齢林および混交林など水平および垂直的な構造的多様性が促進されることを求める。施業は、ランドスケープの多様性の維持、回復を目指すものでなければならない。 8.4.9 本規格は、適切であれば、適切な場所における価値ある生態系を作り上げる伝統的な管理方法が支援されることを求める。 8.4.13 本規格は、枯損木や倒木、樹洞木、老齢木、希少樹種は、その森林と周辺の生態系の健全性と安定性を考慮し、生物多様性を保全するために必要な量や分布で保残することを求める。	8.4.8 項、 8.4.9 項 および 8.4.13 項の要求事項は、通常はプランテーション森林には適用されず、主としてプランテーション森林を補完し、環境、生態、および社会的機能に寄与する緩衝地帯や保留地域で発生するものと理解されなければならない。
8.4.5 本規格は、現地条件に適応した天然種を起源とする森林再生および森林造成が優先されることを求める。外来種、プロブナンス、その他の変種は、生態系への影響や在来種との地元プロブナンスの遺伝的統合性への影響が科学的に評価され、その結果が否定的な場合は影響が回避又は最小化できる場合のみ使用されなければならない。	「外来種、プロブナンス、その他の変種」による影響の評価は、プランテーション森林にはより大きな重要性を有するものであると理解されなければならない、生産サイクルの計画と管理双方の重要な一部としなければならない。

付属書2：森林外樹木（TOF）の要求事項の解釈に関する指針

A. 序論

本付属書は、**森林外樹木（TOF）**に適用される地域、準国、国レベルの要求事項および規格の策定のための解釈を提供する。PEFC ST 1003:2024で述べられる様に、「**森林**」に関連するすべての要求事項は、この付属書で否定しない限り森林外樹木「TOF」にも適用される。

森林外樹木（TOF）には豊富でグローバルな多様性が存在する。その一部は天然林に等しい生態系な複雑性および**生態系の公益的機能**を擁する自然あるいは準自然な生態系である。そのスペクトラムの反対には野畑の個別な樹木や直線の樹木形成がある

PEFC ST 1003:2024の要求事項が、TOFとの関連性を改善または構築するための特定の解釈として相応しい場合、解釈はセクションBにおいて提供される。

一定のTOFシステムに当てはまらないPEFC ST 1003:2024の要求事項は、セクションDで概説される。その様な例外を確認するため、PEFCは異なるTOFシステム間の差異を客観的に区別するためのカテゴリーを4つ定める。そのカテゴリーは、土地の分類および管理の集約度に基づく、すなわち、TOF-農業（集約と粗放）とTOF-居住（集約と粗放）である。PEFC ST 1003:2024の要求事項を選択するTOF-農業粗放およびTOF-居住粗放の中には、それがあてはまらないことがある。

国の規格制定のプロセスにおいて、国情に関連する代表的なTOFシステムが確認され、集約と粗放の間の区分が議論され、合意されなければならない。この議論をサポートする基準は、セクションEで提案される。この区分により、PEFC ST 1003:2024の要求事項を地域、国および準国規格に適用するにあたり多少の柔軟性があつたとしても、特定のTOFがどのカテゴリーに属するかは明確となるはずである。

B. 森林外樹木(TOF)に関する要求事項の解釈

要求事項	TOF に関する解釈
4.3.2 本規格は、森林管理が調査と計画、実行、モニタリング、評価のサイクルで構成され、また、森林管理の慣行による社会、環境、および経済上の影響に関する適切な評価を擁していることを求める。これは、継続的な改善のサイクルの基礎を成さなければならない。	4.3.2 本規格は、TOF管理が調査と計画、実行、モニタリング、評価のサイクルで構成され、また、森林外樹木管理の慣行による社会、環境、および経済上の影響に関する適切な評価を擁していることを求める。これは、継続的な改善のサイクルの基礎を成さなければならない。
6.2.4 本規格は、持続可能性に対して長期的な影響を与えうるレベルにおける 非木質林産品 の商業使用が対象範囲に含まれる場合、年次的に許容される 非木質林産品 の使用が 森林管理計画 の対象範囲に含まれることを求める。	6.2.4 本規格は、持続可能性に対して長期的な影響を与えうるレベルにおける TOF からの非木質林産品 の商業使用が対象範囲に含まれる場合、年次的に許容される TOF からの非木質林産品 の使用が 森林管理計画 の対象範囲に含まれることを求める。
6.2.5 本規格は、 森林管理計画 が 森林生態系 の劣化のリスクを極小化するための方法や手段を定めることを求める。	6.2.5 本規格は、 管理計画 が天然生態系の劣化のリスクを極小化するための方法や手段を定めることを求める。

6.3.1.1 本規格は、組織が自身の持続可能な森林の管理に適用される法律を確認し、その入手が可能であり、さらに、これらの遵守義務がどのように組織に当てはまるのかを定めなければならない。 注意書：欧州連合と生産国との間で FLEGT 二国間パートナーシップ協定（VPA）を締結している国は、「森林管理に適用される法律」は、VPA 協定によって定められる。	6.3.1.1 本規格は、組織が自身の TOF の管理に適用される法律を確認し、その入手が可能であり、さらに、これらの遵守義務がどのように組織に当てはまるのかを定めなければならない。 注意書：該当のTOFが、国が欧州連合と生産国との間で締結されているFLEGT二国間パートナーシップ協定（VPA）を締結している国の対象範囲にある場合のみ、「TOF区域に適用される法律」は、VPA協定によって定められる。
6.3.1.2 本規格は、組織が森林管理に関してあてはまる条例、国法および国際法を遵守することを求める。ここには、これに限らないが、森林管理の慣行；自然や環境の保護；保護種や危惧種；先住民、地域社会または影響を受けるステークホルダーの財産、土地保有、土地所有権；保健、労働および安全問題；腐敗防止、貿易、関税およびあてはまる使用料や税金の支払い、が含まれる。	6.3.1.2 本規格は、組織が TOF 区域管理に関してあてはまる条例、国法および国際法を遵守することを求める。ここには、これに限らないが、農業およびアグロフォレストリー；自然や環境の保護；保護種や危惧種；先住民、地域社会または影響を受けるステークホルダーの財産、土地保有、土地所有権；保健、労働および安全問題；収穫被害の補償、腐敗防止、貿易、関税および使用料や税金の支払い、が含まれる。
7.2.1 本規格は、本基準が述べる管理計画や実行のための前提条件として、森林管理者、下請け業者、従業員、森林所有者が持続可能な森林管理に関する十分な情報の提供を受け、継続的な訓練を通じて最新情報に通じていることを求める。	7.2.1 本規格は、本基準が述べる管理計画や実行のための前提条件として、土地管理者、下請け業者、従業員、森林所有者がアグロフォレストリー、最良の農業慣習および林業技術に関する十分な情報の提供を受け、継続的な訓練を通じて最新情報に通じていることを求める。
8.1.1 本規格は、森林管理が森林およびその生態系サービスを維持または増進し、森林資源が有する経済、環境、文化、社会的価値を維持または増進することを目指すことを求める。	8.1.1 本規格は、管理がランドスケープおよびその生態系サービスにおいて、現存の土地使用体制に沿って樹木のカバー、価値、および/または多様性を増進する形で、経済的、環境的、文化的、社会的価値を維持、または増進を目指すことを求める。 注意書：要求事項が個別の TOF-粗放区域内で達成不可能な場合、それはランドスケープレベルで考慮されることができる。
8.1.2 本規格は、収穫と成長率の間のバランスを図り、適切な林業の方法を採用し、森林資源に対する直接または間接的な悪影響を最小化するテクニックを優先することによって、森林資源の量と質および森林の炭素貯蔵および隔離能力が、中長期的に保全されることを求める。	8.1.2 本規格は、収穫と成長率の間のバランスを図り、適切な林業の方法を採用し、生態系資源に対する直接または間接的な悪影響を最小化することによって、TOF 資源の量と質および炭素貯蔵および隔離能力が、中長期的に保全されることを求める。 注意書：要求事項が個別の TOF-粗放区域内で達成不可能な場合は、それをランドスケープのレベルで考慮することができる。

8.1.4 本規格は農業的利用への森林転換を行ってはいけないことを求める。	8.1.4 2010 年 12 月 31 日以降に森林を農業利用に転換して確立された農業 TOF 地域は認証の対象にはならない。
8.1.5 本規格は森林の他の土地利用への転換は、下記による正当化できる状況以外は発生させないことを求める。	8.1.5 「正当化できる状況」以外で 2010 年 12 月 31 日以降に森林転換によって確立された非農業 TOF 地域は要求事項を満たしておらず、認証の対象にはならない 注意書: TOF 農業地域については、8.1.4 を参照
8.1.7 本規格は、生態学的に重要な非森林生態系への 森林再生 および 森林造成 が下記の正当化可能な転用以外は、発生しないことを求める。	8.1.7「生態学的に重要な 非森林生態系の森林再生 および 森林造成 」の要求事項の趣旨は、「正当可能な状況」以外において 2010 年 12 月 31 日以降に実行された プランテーション森林のための森林再生 または 森林造成 は、この要求事項を満たさず、ゆえに、認証に適格ではない。
8.2.1 本規格は、生態系の健全性と活力の維持、増大について、経済的に実行可能な限り自然構造とプロセスを最大限活用した最善な生物学的予防措置を通じて 劣化した森林生態系 の回復を行うことを求める。	8.2.1 本規格は、実行可能な限り、 ランドスケープ の特徴や天然プロセスの最大限の活用や生物学的な予防措置の利用により、TOF 区域の健全性や活力が維持または増進され、劣化した土地の回復を行うことを求める。
8.2.2 本規格は、有害な環境要素に対し、自然の調節メカニズムを強化し、 森林 の安定性、活力および抵抗力を拡大するために、適切な遺伝、種および構造的な多様性が奨励、または維持されることを求める。	8.2.2 本規格は、TOF 区域の安定性、活力および抵抗力を拡大するために、適切な遺伝、種および構造的な多様性が奨励、または維持されることを求める。
8.2.4 本規格は、現地条件に相応しい樹種やプロブナンスによる 造林 や 更新 、樹木や土壌の損傷を最小化する保育、伐採、搬出技術の活用など適切な森林管理が行われることを求める。	8.2.4 本規格は、適切な TOF 管理の慣行が、現地条件に相応しい樹種、収穫、動物種、プロブナンスを使用し、樹木/または土壌の損傷を最小化する保育、伐採、搬出技術が活用されることを求める。
8.3.1 本規格は、一連の 木材 および 非木材林産品 とサービスを生み出す 森林生産機能能力 が持続可能なベースで維持されることを求める。	8.3.1 本規格は、樹木からの 木材 および 非木質林産品 および/またはサービスを生み出す TOF 区域の能力が持続可能なベースで維持されることを求める。
8.3.4 本規格は、木材や非木材の林産品の収穫レベルが、長期的に持続可能な比率を超過しないことを求める。また収穫された林産品は最適利用しなければならない。	8.3.4 本規格は、TOF 地域からの木材及び非木質林産品の両方の収穫量は長期的に持続可能な水準を超えてはならず、収穫された産品の最適な利用が行われなければならないことを求める。

8.4.1 本規格は、管理計画がランドスケープ、生態系、種および遺伝子のレベルで生物多様性を維持、保全、または増進させることを目指すことを求める。	8.4.1 本規格は、管理計画がランドスケープ、生態系、種および遺伝子のレベルで生物多様性を維持、保全、または増進させることを目指すことを求める。 注意書： 要求事項が個別の TOF-粗放区域内で達成不可能な場合は、それをランドスケープ、またはグループ認証のレベルで考慮することができる。
8.4.12 本規格は、管理目的に関して、動物の個体数による森林の更新と成長および生物多様性に対する圧力を制御する措置が講じられることを求める。	8.4.12 本規格は、管理目的に関して、家畜および野生動物による樹木の更新や成長および生物多様性と野火の制御への影響を均衡する措置が講じられることを求める。
8.5.1 本規格は、例えば、土壌浸食の制御、洪水の予防、水の純化、気候調整、炭素隔離およびその他の生態系のサービスを調整または支援する森林の社会保護機能が維持、増進されることを求める。	8.5.1 本規格は、農業や定住ランドスケープ内における樹木の保護的機能が維持、増進されることを求める。
8.6.5 本規格は、森林管理の実践が、例えば、森林所有者、地域社会、NGO や先住民などが森林に関連して有する経験や伝統的な知識、イノベーション、慣行を最大限に活用することを求める。その様な知識の活用から生じる恩恵の公平な共有が、奨励されなければならない。	8.6.5 本規格は、アグロフォレストリーや TOF 管理に関する伝統的な知識や認められている最良慣行を活用することを求める。その様な知識、革新および慣行の活用から生じる恩恵の公正な共有が奨励されなければならない。

C. 森林外樹木(TOF)に関する追加的要求事項

要求事項	TOF に関する解釈
-	本規格は、TOF システム内の農業構成部分の管理が、最良農業慣行および入手可能なガイドラインを順守することを求める。

D. 森林外樹木(TOF)に当てはまらない可能性がある要求事項

下記の要求事項は、地域、国の規格制定プロセスにおいてそれとは異なる考慮がある場合を除き、TOF-農業粗放およびTOF-定住粗放には適用されない可能性があることが考えられる。

要求事項	適用状況	根拠
6.2.2; 6.2.6; 6.2.7; 7.1; 7.2.1; 7.3.1; 7.4.1; 8.3.5 8.4.8; 8.5.5; 9.1.1; 9.1.3	下記にはあてはまらない: - TOF-農業粗放 - TOF-定住粗放	TOF 管理は、要求事項を現実的に組み込むには、集約度、規模、および／または投資のレベルが低い。
8.2.1; 8.4.2; 8.6.2; 8.6.6	下記にはあてはまらない: - TOF-農業粗放 - TOF-定住粗放	本要求事項は、TOF 粗放の文脈にあってはリスクまたは問題とならない事柄に関連している。

8.2.2; 8.3.2; 8.4.11; 8.4.12	下記にはあてはまらない: • TOF-定住粗放	本要求事項は、樹木が主として美観上や環境上の健全性のために植えられ、管理されている場合とは関連性が低い。
------------------------------	--	--

E. 国レベルにおける集約的および粗放的なTOFシステムの区分けの設定

国レベルの規格制定のプロセスでTOFのための特定な要求事項および／または規格の策定に対する合意があれば、農地TOF-農業粗放および／またはTOF-居住粗放システムの場合、幾つかの要求事項が例外とされる可能性があるものの、すべてのPEFC ST 1003:2024の要求事項が適用される。この場合、規格制定のプロセスは、明確な根拠に基づいて「集約的」または「粗放的」TOFシステムとの間の適切な区分けについての合意がなければならない。特定なTOFシステムの適格性については規格の中で明確に伝えなければならない。

TOFシステムの集約的および粗放的の間の分類区分を設定する際には、国の規格制定プロセスは少なくとも下記を考慮しなければならない。

- a) 管理ユニットのサイズ
- b) ha当たりの樹木の被覆
- c) 生産の経済価値
- d) 管理の集約度
- e) 文化、環境および保全価値の大きさ

参考文献

CITES（1973）絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約：修正版

欧州議会・理事会指令（2001/18/EC）理事会指令 90/22/EEC を廃止し、遺伝子組み換え体の環境への意図的放出に関する 2001年3月12日欧州議会・理事会指令

FAO（2003）持続可能な森林管理のための基準および指標の貢献に関する国際会議の報告書：今後の在り方．ローマ

FAO（2012）国家食糧安全保障の背景にある国土、漁業、森林保全の責任あるガバナンスに関する自主的ガイドライン

FAO（2015）世界森林資源評価（FRA）2015、用語と定義、森林資源評価作業白書180

FAO（2017）国際統計システムにおける非木質林産品

FAO（2018）総合的病虫害管理 <http://www.fao.org/agriculture/crops/thematic-sitemap/theme/pests/ipm/en/>、アクセス2018年2月

FAO（2018）用語と定義 FRA 2020

ミレニアム生態系評価（2005）生態系と人類の幸福：統合、アイランドプレス、ワシントンDC

Scherr et al（2013）政策立案者のための統合的ランドスケープ管理の定義

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（2009修正版）

国際連合（1948）世界人権宣言

国際連合（2002）2001年10月29日から11月10日までマラケシュで開催された条約における締約国会議の7回目会議の報告書、付属書第2部